平成 19 年 12 月 7 日

各　位

会　社　名　株式会社光通信
代表者の役職氏名　代表取締役会長　重田康光
（コード番号：9435 東証第一部）
問い合わせ先　広報・IR 課
TEL　03－5951－3718

新株予約権（ストックオプション）の発行内容等に関するお知らせ

当社は、平成17年12月5日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定及び平成17年6月24日開催の当社第18回定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権の具体的な発行内容について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。また、本件につきまして、取締役会決議後の速やかな情報開示を失念し、発表が本日に遅れたことを深くお詫び申し上げます。今後このようなことが無いよう、一層の注意を払って情報開示に取り組んで参ります。

記

1. 新株予約権の発行日　平成 17 年 12 月 5 日
2. 新株予約権の発行数　1,000 個（新株予約権 1 個当りの株式数 100 株）
3. 新株予約権の発行価額　無償とする
4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数　当社普通株式　100,000 株
5. 新株予約権の割り当てを受ける者　当社取締役　1 名
6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額　912,000,000 円（1 株につき 9,120 円）
7. 新株予約権の行使期間　平成 19 年 12 月 5 日から平成 22 年 12 月 4 日まで
8. 新株予約権の行使条件
   ①対象者は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。ただし、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
   ②対象者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
   ③対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
   ④その他条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうち資本金組入額　456,000,000 円（1 株につき 4,560 円）
10. 新株予約権の譲渡制限　新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

以上